# 計、検討—ASBJ ーシャルスピンオフの税効果会

準委員会を開催した。 委員会は第504回企業会計基 去る6月26日、企業会計基準

主な審議事項は次のとおり。

### 金融商品の減損

て、審議が行われた。 についての検討の進め方につい 採用する金融機関における開示 照)に引き続き、ステップ2を 1682)情報ダイジェスト参 会(2023年7月10日号(No 第202回金融商品専門委員

### 基本的な方針

な方針案が示された。 事務局から次のような基本的

開示目的を定めるアプローチ

これまでの審議で、IFRS 9号「金融商品」の定めを取 り入れないとした項目 開示をすべて取り入れて、 融商品:開示」で要求される を採用し、IFRS7号 として、IFRS7号の開示 条件変更)については、原則 合的なものとする。 に関する定めを取り入れない。 **例** 整

### **(2**) 個別検討事項等

討が必要な項目として取り上げ などの項目について、個別に検 残高から期末残高への調整表\_ 「金融商品のクラス別の期首

国会計基準に準拠して作成され づき在外子会社の財務諸表が米 いて検討を行う。 ている場合の開示への影響につ また、実務対応報告18号に基

の意見が聞かれた。 までにするか慎重な検討を」と ついては、書き込む範囲をどこ 外子会社への米国基準の準拠に **意が多く聞かれた。また、「在** 委員からは、事務局案への賛

## パーシャルスピンオフ

照)に引き続き、株式分配実施 配実施会社の税効果会計につい 配を行った場合における株式分 会社に一部の持分を残す株式分 1682)情報ダイジェスト参 会(2023年7月10日号(№ 第105回企業結合専門委員 審議が行われた。

> 処理を提案している。 物配当に係る損益を計上しない 配当したとして会計処理し、現 なった場合(例外的な取扱い)」 失して関連会社にも該当しなく 諸表および連結財務諸表のいず の会計処理について、個別財務 が高いと考えられる「支配を喪 れにおいても適正な帳簿価額で

適用指針2項で連結上繰延税金 示された。 につき、次のような事務局案が たは実施計画が存在する場合\_ 資産を計上する要件である、「子 会計処理が論点となり、税効果 る連結財務諸表固有の将来減算 会社株式を配当する意思決定ま 計では子会社に対する投資に係 この処理に関して、税効果会 時差異に係る繰延税金資産の

・パーシャルスピンオフの要件 会社株式を配当した時点で相 を満たさず税制非適格となる 手勘定を法人税等調整額とし →繰延税金資産を計上し、子

パーシャルスピンオフの要件 延税金資産を計上しない。 を満たし税制適格である→繰

は聞かれなかった。 委員からは、事務局案に異論

事務局は、現実に発生可能性

# の会計処理、新規テーマへ~エヘヘェ゙シヒ **Cファンドの出資持分について**

業会計基準諮問会議

開催した。 機構内に設置されている企業会 計基準諮問会議は第48回会合を 去る7月3日、財務会計基準

提案されたテーマの現状 前回の基準諮問会議までに

審議内容は次のとおり。

態にあるとの報告があった。 方向性を見い出せず、未了の状 にてテーマ評価を行っているが ついては、実務対応専門委員会 および開示の取扱いの整備」に た「株式報酬に関する会計処理 日本公認会計士協会が提案し

ベルとして、次の提案がされた。

由から、会計基準・実務対応レ

り扱うこととなった。 に至らなかったテーマとして取 案がされた。審議の結果、提言 マとして取り扱うこととする提 まえ、提言に至らなかったテー るには至らない」との評価を踏 Jの新規テーマとして取り上げ 専門委員会における、「ASB 会計処理」について、金融商品 人が提案した「1人私募投信の また、同諮問会議委員の監査

# 今回提案されたテーマ

検討が行われていない」との理 かわらず、15年以上、抜本的な から、「『当面の取扱い』にもか 同諮問会議委員の学識経験者 取扱い」の改正 産の会計処理に関する当面の 実務対応報告19号「繰延資

費の会計処理の検討をする 式交付費、新株予約権発行費、 繰延資産の会計処理のうち、株 実務対応報告19号で規定される 社債発行費、創立費および開業

員会にテーマ評価を依頼する提 言することが了承された。 案を行い、新規テーマとして提 は、ASBJの実務対応専門委 本提案を受けて、 同諮問会議

計上の取扱い ファンドの出資持分に係る会 上場企業等が保有するVC

キャピタル協会から、会計基準 般社団法人日本ベンチャー -related Disclosures)(以下: sure Standard S2 Climate

「IFRS S2号」という)

(IFRS Sustainability Disclo

レベルとして次のような提案が

価値評価を含む会計処理の検討 ンドの出資持分について、 上場企業等が保有するVCファ **公** 

> 員会にテーマ評価を依頼する提 言することが了承された。 案を行い、新規テーマとして提 本提案を受けて、同諮問会議 ASBJの金融商品専門委

## 開示基準、公表――SSB 最初の FRSサステナビリティ

は、次の2つの基準書を公表し ビリティ基準審議会(ISSB) 去る6月26日、国際サステナ

IFRSサステナビリティ FRS S1号」という) -cial Information)(以下、「 of Sustainability-related Finar -sure Standard S1 Genera (IFRS Sustainability Disclo Requirements for Disclosure ビリティ財務情報関連の開 開示基準S1号「サステナ 示に関する全般的要求事項」

は、関係各界の要請を背景とし 号(以下、「両基準」という) ドで公表に至った。 開示基準としては異例のスピー 行動の一環としてグローバルな られる気候変動課題への喫緊の 完成に至っており、対応が求め 公表を経て、18カ月強の期間で 立、2022年3月の公開草案 た2011年11月のISSB設 IFRS S1号およびS2

### 両基準の概要

が気候関連情報の開示における な要求事項、 関連情報の開示における全般的 S S1号がサステナビリティ た最初の基準書であり、IFR 基準のグローバルなベースライ ステナビリティ関連情報の開 ンを志向してISSBが開発し 両基準は資本市場におけるサ IFRS S2号

ーFRSサステナビリティ開

示基準S2号「気候関連開示.

## 株式会社による会社運営③ 内部統制システム

市川

育義

備を取締役会において決議するこ の適正を確保するための体制の整 ては、会社および企業集団の業務 社、指名委員会等設置会社におい とが義務づけられている。 (大会社)、監査等委員会設置会 会社法上、監査役会設置会社

しくみ(組織的な対応)である。 ムワーク COSOの内部統制フレー

デファクトスタンダードともいえ 訂作業が引き続き行われている。 るなど、環境変化に対応した改 部統制フレームワークを改訂す るとともに、2013年には、内 フレームワーク」を別途公表す 社的リスクマネジメントの統合的 4年に戦略やリスクの観点から 「全 る。その後、COSOは、200 においても重要な影響を与えてい 2年)があり、わが国の法規制等 制の統合的フレームワーク](199 員会支援組織委員会)の「内部統 る、COSO(トレッドウェイ委 内部統制の定義等については、 めに、取締役が整備した全社的な 託された資本を適切に運用するた れているが、これは、投資家から 般に「内部統制システム」と称さ 適正を確保するための体制は、 会社および企業集団の業務の 2 会社法の関連規定

実務上の対応

の発生、業務不効率など)に着日 要因となるリスク(事業計画の不 ク(コンプライアンス違反、事故 定されるオペレーション上のリス した対応から、経営戦略の阻害 実際の業務の実施において想

規定する、「取締役(または執行 として、基本的な事項を定めてい の内部統制フレームワークを参考 を確保するための体制」を規定す おいて、たとえば、「取締役の職 防止等にとどまらず、施行規則に するための体制(内部統制システ 務の執行が効率的に行われること 体制」といった企業不祥事の未然 に適合することを確保するための 役)の職務の執行が法令及び定款 る。その内容は、会社法本則で ム)の内容については、COSO るなど、広範な内容に及んでいる。 会社法は、業務の適正を確保

締役会において会社の方針を決定 定されるリスクへの対応(リスク ロールありきではなく、実務上想 なことは、内部統制によるコント することになるが、この場合重要 社の実情等を踏まえたうえで、取 まで整備すべきかについては、各 管理)といった視点である。 実際、内部統制システムをどこ

> のある対応が想定される。 ク、サイバーリスクなど)に着目 性、サプライチェーンの中断リス ク管理の視点から各社でかなり幅 した対応など、実務上は、リス 確実性、ESG目標指標の不確実

### 今後の課題

変化に対する対応力を強化すべき 今後の成長に向けた方向性を見失 が著しいなかでは、多くの会社が るといえる。このため、環境変化 クを抱えることとなる。 リスク管 時期を迎えているといえる。 ク管理の対象領域を拡げ、 わないよう、これまで以上にリス 理の対象領域は確実に拡がってい 略は、不確実性が高く新たなリス に見直したうえで策定した経営戦 新たなビジネス機会として捉え、 から、たとえば気候変動リスクを みが社会的に注目されていること をめぐる課題に対する企業の取組 これまでのビジネスモデルを大幅 特に近年は、サステナビリティ 環境

あるものと考えられる。 機能を見直すなど、企業価値向 再設計し、そのなかで、リスク軽 から両者の関係を検討する必要が 上に向けた全社的な取組みの観点 減を志向する内部統制システムの と実行を支えるリスク管理体制を よって、新たな経営戦略の策定

開示タスクフォース(TCF 機会についての情報開示基準と ナビリティ関連のリスクおよび ど一定の先行基準を基礎として D) の提言を基準に組み込むな して一体として機能する。 長期にわたって直面するサステ おり、企業が短期、中期および 両基準は、気候関連財務情報 具体的開示事項を示している。

## 適用関係と今後の動向

期適用も可能である。ただし、 いられる。 用が決定された場合に実務で用 に適用するか、各法域により適 する権限は有さず、企業が任意 以降開始年度から適用され、早 ISSBは両基準の適用を強制 両基準は2024年1月1日

> 寄せられており、一定の法域が 表には関係各界から広く支持が かに完了させるとしている。 たうえで、両基準の評価を速や 業のスピードおよび品質を称え る。また、証券監督者国際機構 た日本版の基準開発を進めてい 会は両基準との整合性を考慮し 国のサステナビリティ基準委員 適用を検討しているほか、わが (IOSCO) はISSBの作

を開始する。 果的な基準の適用を支援するた 援していくとしており、両基準 び企業と協力してその導入を支 めのキャパシティ構築の取組み -tion Group)の設立および効 ープ (Transition Implementa を適用するための移行支援グル 今後、ISSBは各法域およ

D資産」と「PCD資産以外の された資産」と定義し、「PC よって、取得日現在で、発行か を示している。 -rioration)を経験したと決定 ら信用の質のかなりの(more 取得した金融資産」の会計処理 -than-insignificant) 悪化 (dete

assets)」となる条件と設定し、 すべての「購入した金融資産」 得した金融資産」が「購入した 損失費用として計上している。 初の償却原価のベースとして、 産」については、購入価格を当 CD資産以外の取得した金融資 総額アプローチを採用し、「P 当初の償却原価のベースとする 取得日の貸倒(信用損失)引当 に総額アプローチを採用してい の概念を削除したうえで、「取 信用損失の金額はただちに信用 金融資産(purchased financia 金を購入価格に追加した金額を 「PCD資産」については、 公開草案では、「PCD資産」

この点について、

両基準の公

# るASU案、公表「FASB (した金融資産の信用損失に係

開草案」という)を公表した。 financial assets)」(以下、「公 入した金融資産(purchased 用損失 (トピッック36) ―購 U) の公開草案 「金融商品─信 会計基準アップデート(AS 去る6月27日、FASBは

### 公開草案の概要

PCD資産(purchased finan -cial assets with credit deteriora financial assets) に関して、 取得した金融資産 しているが、企業結合などでの tion) トピック32は信用損失を規定 を「取得者の評価に (acquired

# 適用関係・コメント期限

の可否は未定である。 コメント期限は8月28日であ 公開草案の適用日と早期適用

条件を満たしていれば」ターム ケットメイカーでない、という

### ドルし 移行で生じる新たなリスク **IBORからSOFR**

する。 利(SOFR)だが、この移行 ンやリスク管理の方法にも影響 ではなく、市場での取引パター は、単に金利指標が変わるだけ が公表する担保付翌日物調達金 終了した。後継金利はNY連銀 ル建て金利の算出が6月30日で 間取引金利(LIBOR)のド

でこのようなデリバティブのイ 米連邦準備制度理事会(FRB) があるため、新たなリスクが生 ンターディーラー市場のマー そしてその事業の通常のコース の双方向価格を出していない、 員会(ARRC)の公式文書で、 年に設立した、代替参照金利委 標金利を考えるために2014 が米ドルLIBORに替わる指 じている可能性がある。これは の市場が未成熟で流動性に制限 シスリスク」問題だ。SOFR 「その機関が金利デリバティブ 注目は、この移行に伴う「ベー

て用いられてきたロンドン銀行 短期金融市場の主要指標とし 得ない状況だ。 翌日物SOFRを基準としたス 的な制限があるためだ。銀行は クが生じるのは、ターム物SO が生じる。その間に生じる乖離 業がターム物SOFRを基準と 銀行はカバーとして翌日物SO が推奨されるとされている。 物SOFRのカバーを取ること ワップでリスクを管理せざるを の問題からARRCによる実質 FRの市場が未成熟で、 がベーシスリスクとなる。リス としたスワップを保有する状況 オーバーナイトSOFRを基準 FRしか利用できず、結果、企 したローンを保有し、銀行が 通常スワップの相手方になる 、流動性

市場の健全性を保つうえで重要 る。新たなリスク管理が、金融 間を要する可能性があり、銀行 な役割を果たすことになる。 クを適切に管理する必要があ やその他の金融機関はこのリス すれば緩和が期待されるが、時 R市場が成熟し、流動性が向上 この問題は、ターム物SOF

### この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法 規 等	出所	備考	掲載号
6月23日	税務行政のデジタル・トランス フォーメーションー税務行政の 将来像 2023-	国税庁	2021年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション一税務行政の将来像2.0一」を改定したもの。新たに「事業者のデジタル化促進」が盛り込まれている。 https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation 2023/pdf/syouraizo2023.pdf	_
6月23日	法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和5年度の法人税関係法令等の改正に伴い、暗号資産の取扱い等、所要の整備を図ったもの。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2306xx/index.htm	_
6月29日	連結財務諸表の用語、様式及び 作成方法に関する規則に規定す る金融庁長官が定める企業会計 の基準を指定する件(金融庁告 示)の一部改正(案)	金融庁	サプライヤー・ファイナンス契約に関する追加的な情報を開示することを企業に要求する国際会計基準7号「キャッシュ・フロー計算書」および国際財務報告基準7号「金融商品:開示」の修正について、連結財務諸表規則93条に規定する指定国際会計基準とする改正。コメント期限は2023年7月31日。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230629.html	
6月30日	財務省令47号 法人税法施行規則の一部を改正 する省令	財務省	令和5年度税制改正におけるグローバル・ミニマム課税の創設に伴い、新たに第2編第2章として「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の章が追加された。用語の定義などが定められている。 https://kanpou.npb.go.jp/20230630/20230630g00137/20230630g001370049f.html	_
6月30日	内閣府令57号 財務計算に関する書類その他の 情報の適正性を確保するための 体制に関する内閣府令の一部を 改正する内閣府令 等	金融庁	内部統制基準・実施基準の改訂により、内部統制報告書、訂正内部統制報告書および内部統制監査報告書の記載事項が追加されたことを受けて改正を行うもの。同日公表のガイドラインとあわせて、2024年4月1日から施行・適用される。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630-5/20230630-5.html	_
6月30日	「『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)」等の改正	金融庁	外国会社が有価証券届出書等の提出の際、その本国または本国以外の本邦外地域で開示または作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出すること等を「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」に係る判断基準の明確化を図るもの。https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230512/20230512.html	_
6月30日	わが国税制の現状と課題一令和 時代の構造変化と税制のあり方 一	政府税制調查会	新しい資本主義の実現に向けてのあるべき税制の具体化に関する諮問へ、答申したもの。大きく「基本的考え方と経済社会の構造変化」と「個別税目の現状と課題」に分かれており、近年の経済社会の構造変化について整理し、課題を示している。 https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/5zen27kai_toshin.pdf	_

である。 は、投資主体別の株式売買動向 価への力強い支援材料となろう。 正の企業よりも増えそうで、株 益を上方修正する企業が下方修 業収益に反映されるが、予想利 今後の日本市場での注視要素 日本株価の上昇が目立 楽観視できる要素が増えた。 株の先行きは、 続くだろう。金融法人、投資信 託は買いチャンスを見逃し、押 し目買いを狙っていよう。日本

縮小を心配する必要はない。 はすでに高水準となり、若干の な結果だ。 非製造業のプラス幅 この短観結果は、これから企 能性は十分にあると考える。 売越しである。 行だが、やがて買越しへ戻る可 に出ていると思われる。売り先 海外投資家は、利益確定行動 国内投資家の個人の買越しは

向いているとわかる。先行きの 業況指数は製造業がプラス幅拡 の予想を若干上回り、景気が上 製造業ともプラス幅が3カ月前 月の業況判断指数は製造業、非 が続く展開になることもある。 日銀短観」が注目された。6 その意味で、7月3日発表の

大、非製造業は同縮小と対照的

個人、事業法人が買越しに転じ

た。投資信託、金融法人はまだ

が売越しに転じた一方、国内の れた点は要注目だ。海外投資家 の株式売買に若干の変化がみら 体が売越しで推移してきた。 ただ、6月下旬、投資主体別

なペースの上昇を期待するのは も予想外に好転し、さらに株高 価回復・上昇とともに経済実勢 困難だ。しかし、歴史的には株 上昇率27%)だが、後半も同様 日本株価(日経平均の半年間 を遥かに上回る上昇を実現した 2023年前半で大方の予想 程でもほぼ変化せず、全投資主 事業法人、金融法人および個人) 度を占める状態が続くが、最近 家だ。日本の株式市場では長年、 ことで、牽引したのは海外投資 の株式売買シェアは株価上昇過 の上げ相場でも変化はない。 海外投資家が株式売買の70%程 つようになったのは4月以降の 国内投資家(法人=投資信託

注目 |本株価は投資主体別売買動向に 券

証

6月段階に比べ